

平成20年度 第7回 千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

平成20年10月17日(金) 午後1時30分から午後4時00分まで

2 場 所

県庁本庁舎 5階大会議室

3 出席者

委 員：瀧委員長、

吉門委員、佐倉委員、沖津委員、野村委員、寺田委員、榊瀧委員、
宮脇(健)委員、内山委員

事務局：環境生活部 井原次長

環境政策課：矢沢室長、山本主幹、道上主幹、新井主査、三田副主査、
坂元副主査

傍聴者：7名

4 事 案

(1) (仮称)成田市・富里市新清掃工場整備事業に係る環境影響評価準備書について
(諮問、事業者説明)

(2) 君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価準備書について(再検討)

(3) その他

5 議事の概要

(1) (仮称)成田市・富里市新清掃工場整備事業に係る環境影響評価準備書について
(諮問、事業者説明)

別紙1のとおり

(2) 君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価準備書について(再検討)

別紙2のとおり

(3) その他

事務連絡

【資 料】

1 会議次第

2 (仮称)成田・富里市新清掃工場整備事業に係る環境影響評価の手續経緯等
(資料1-1)

3 (仮称)成田・富里市新清掃工場整備事業に係る環境影響評価準備書の諮問書(写し)
(資料1-2)

4 (仮称)成田・富里市新清掃工場整備事業に係る環境影響評価準備書の概要
(資料1-3 事業者作成資料)

5 君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価の手續経緯等(資料2-1)

6 君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価準備書の検討結果(案)
(資料2-2)

7 君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価準備書の検討結果(案)のまとめ
(資料2-3)

- 8 君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価準備書に対する関係市長意見の概要 (資料2 - 4)
- 9 君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価準備書に対する住民意見の概要と事業者見解の写し (資料2 - 5)
- 10 君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価準備書に対する当委員会の会議録 (資料2 - 6)

【別紙 1】

(仮称)成田市・富里市新清掃工場整備事業に係る環境影響評価準備書について

(1) 議事開始 事務局において資料確認後、委員長により議事進行

(2) 事業者説明 事業者から事業概要及び準備書概要について説明

(3) 質疑等

委員： 資料 1-3 の p71 を見ると鉄塔があるが、これによって新清掃工場の位置が西側になる。それに伴いゴルフ場側の緑地をずいぶん掘削しなければいけなくなる。このようなことをするくらいであれば、鉄塔を東側に移設したらどうかという話を方法書の審議当時にした。その際は環境評価委員会の審議内容ではないとされたが、しかし重要なことである。送電線を地下化や鉄塔の移設が考えられる訳だが、知事意見の「なお書き」としてこういうことも考えるべきであるというものが出ていると考えていたがどうなっているのか。

事務局： 知事意見の中には鉄塔の関係は入っていないが、指導という形で部長意見として「なお、平成 18 年 6 月 16 日に開催された千葉県環境影響評価委員会において、本事業における施設の配置計画については、地形の改変を少なくし、可能な限り自然形態を残すよう要望があったことを申し添えます。」と通知しております。

事業者： 部長意見をもらって、東京電力と話をした経緯はある。その中で、この送電線は工業団地のみ電力がきているのではなく、最終地点は成田空港である。成田空港の大半の電力供給として重要なラインであるので、東京電力としての対応は非常に難しいとの回答であった。仮に送電線を別の形にすると、その費用は莫大なものとなるというような話があった。その関係から施設の位置を再検討するという事で、現状の中でできる限り地形の改変を少なくするように検討した。

委員： 資料 1-3 の p71 の写真を見て、後世の人がどう思うか。全く無責任にあそこに送電線があったため、建物の位置が移ってしまった。あなた達は何をやっていたのか、そう言われるのではないかというつもりで申し上げた。冒頭でも良いので、こういう理由で送電線を何とかすることができなかつた。やむを得ない措置だという説明をしてから準備書の説明をして欲しかった。

委員長： 送電線に係る検討がなされることを望むということだと思う。
今後の審議の中で、この問題を検討していくということによろしいか。

委員： 簡単に扱ってもらっては困る。

委員： 飛灰について、準備書 2-49 にはフレコンパック充填式、ジェットパック車式とされているが、実際にどのような車両が使われるのか。車両に付いた粉じん等がそのまま出て行くような可能性が全くない訳ではないが、ないとされているがどうなのか。

悪臭について、一般廃棄物運搬車両は洗浄しますとあるが、一般廃棄物が付いた時に洗浄するような施設があるのか。

既存のいずみ清掃工場の解体について、環境影響評価の中でどこまでしなければならないのか。解体については、騒音・振動等は評価をするという記載があるが、法令に準拠して適正に処理するとされているが、例えばダイオキシンが付着した廃棄物についての評価はしなくてよいのか。例えば、大気質で粉じん等が飛散したりしないのか、移動する際に土壤汚染するような可能性はないのか。

事業者： 飛灰について、飛灰のバンカーは工場棟の建屋の中にあるので、運搬車両はそちらに入って、建屋の中で飛灰を運搬車両に移す。建屋から運搬車両が出るときに必要に応じて洗浄を行う。運搬車両に付いた汚れた物は、建屋の中の汚水処理槽の方に回っていくという計画をしている。

一般廃棄物運搬車両の洗浄はプラットホームの出口辺りで予定しているので、そちらで水を吹きかけて取ってしまえば、汚れた物質、悪臭は外には出ないと考えている。

解体について、基本的には対策を講ずるという記述までしかしていないが、実際の工事の前に調査をする。ダイオキシン等の対策で事前に調査をして、それで工法を選定するという流れになる。これは次の段階になるので、現状では示すことができない。

一般的な流れとしては、ダイオキシン等の飛散がないよう建物を囲った形で工事をする。極力汚れた物は外に出ない形で対応する。

事務局： 環境影響評価法に基づく基本的事項の改正で、事業の中で解体を含む場合には、解体を評価の対象にすると変更されており、県の技術指針もそれを受けて昨年度に変更している。ただし、施行は本年10月1日なので、既に方法書を出している案件については新しい技術指針は適用にならない。

制度的には、強く言えない案件であるが、解体工事と新清掃工場の建設は一体の工事となるので、懸念については指摘をして、答申の中に組み込んでよいと思う。

委員： 供用時の植物の保全対策について、資料1-3のp60に「移植した植物については、定期的な手入れとモニタリングによる活着の確認を行い、きめ細やかな対応に努めます。」とあるが、適切な場所に移植したらこのようなものは必要ないと思うがどうか。作文的に問題があるように思われる。

事業者： 移植で考えているのが、サルナシ、キンラン、ササバギンラン等だが、下草が生える等の予防措置をしなければならないという主旨で記載した。

委員： 水文環境に関して、地下水の揚水、掘削による、隣接する工業団地の地下水汚染の拡散について予測すると、その影響は軽微であると書いている。実際にどのような問題が起きていて、何が問題なのか。地下水利用、掘削工事により周辺に影響があるのかわからないのか。観測井を4本設置とあるが、モニタリングを

どうするのか。問題があることが分かっているので、将来的にどのように見るのか、この工事がこのような問題とどういう整合性があるのかについて、十分説明されていないように思えるので説明して欲しい。

事業者： 準備書の7-144以降に水文環境について記載しており、地下水の賦存状況や地下水の利用状況を調査し結果を整理している。7-147の図7.2.3.1-2に実際に工事する場所と観測井を設置した4箇所の平面と断面の位置を示している。

TP+16m位のところまで盛土されている。TP+9mからTP+10mのところは沖積層の低地である。資料1-3のp8を見ていただくと、左右に約30m前後の台地がある。右手方向が工業団地で、左手方向がゴルフ場となっている。

図7.2.3.1-2の観測井のNo.3、No.4に隣接する台地の上の工業団地で、洗浄に使われていたトリクロロエチレン等の有機塩素系物質が台地にある浅い地下水が汚染されていた。方法書の審議の際に、汚染地下水の拡散がないように十分気を付けて工事を計画すべきとされた。今回の工事において一部台地を削るが、大部分は低地に建物が配置される。地下ピットは浅い地下水が被るか被らないかの深さにとどめて工事を計画した。

図7.2.3.1-2の橙色で示しているのが成田層群で、そこに豊富な水がある。

工業団地やいずみ清掃工場の井水は、地表下60mから100m位にある地下水を使っている。今回の工事では成田層群と呼ばれる洪積砂層を掘削しない計画とし、浅いところで矢板を打ち、地盤改良をして工事を実施する。日量45t位の地下水の汲み上げ予測水量となる。大きい範囲で掘削するが、汲み上げる量は非常に少ない。影響圏も非常に狭い範囲という予測が出た。ここから300m位離れている台地の上の工業団地の地下水汚染の拡散に対する影響はほとんどない。工事で扱う水は非常に浅い水なので、工業団地やいずみ清掃工場の井水にも影響を及ぼさない。半年位の地下工事と予測しているので、「地層・地下水脈等総合調査報告書(成田市)」の水収支によれば、相当量の涵養があるという見解がある。それを適用すると涵養量は非常に多く、地下水位の回復にはほとんど問題ない。

新清掃工場建設予定地の近くで沖積層の地下水や台地を掘削する所に出てくる水を直接利用するものは調査の結果なかったため、影響を与えない範囲で工事ができると予測している。

委員： 地下水汚染の拡散の影響が出そうだというのは事業者も感じている訳で、それに対してもう少し対策あるいはモニタリングでケアしていくことを期待する。

事業者： 監視計画において、現在配置している観測井での継続的な水位観測と限られた項目にはなるが水質の確認をしていく。十分に配慮して工事を進めていくという考えである。

委員： 既存のいずみ清掃工場の解体後はどのようになるのか。

事業者： 再生資源物等のストックヤードとして利用する予定である。

委員： 処理量規模を減らしたことと、このごみ焼却施設はどの程度の稼働期間を想定しているかを説明して欲しい。

事業者： 処理規模を下方修正した経緯だが、成田市、富里市それぞれ平成 18 年度、19 年度に一般廃棄物処理基本計画を見直し将来想定をした中で、発生抑制及び再資源化等で削減目標値を定めて、最終的に処理が必要な量から処理規模を算出している。

ごみ焼却施設の寿命だが、高熱で長時間にわたりさらされる施設なので、一般的には 25 年位が寿命といわれている。

委員長： 他に何かあるか。

事業者： 資料 1-3 の p75 の「5,028t/日」を「5,028t」に訂正願いたい。

委員長： まだ色々あると思うが、本日はこれで終了とし、次回も引き続きこの案件について審議したい。

【別紙 2】

君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価準備書について

(1) 議事開始 事務局において資料確認後、委員長により議事進行

(2) 事務局説明 当該事案に係る手続き経緯、検討結果(案)、検討結果(案)まとめ、関係市長意見、住民意見等について、資料により説明

(3) 質疑等

委員： 監視計画とモニタリングの関係だが、監視計画は生物だけと言っていたが、監視計画の中で地下水や水質の問題を盛り込まなくてよいのか。

事務局： 「モニタリング」と「監視計画」と似たような言葉だが、事業者もそうだが事務局も使い分けている。準備書の2章に示されている事業計画の一環として、例えば地下水や放流水の定期的な調査等は法律で決められているのでモニタリングとして行っていく。監視計画は事後調査と言われているもので、予測の不確実性があるので継続して確認していく。不確実性の面からいうと生物関係、自然系が主になってくる。準備書の中で事後調査として示されている項目は10-1に示してあり、水質関係では放流先の河川の水質がある。放流水は法律で測ることが決められているのでモニタリングで位置付けられており、事業計画の一環である。報告の対象となるのは事後調査になる。

委員： 河川の水質に関しては、資料2-2の監視計画に入っていないようだが。

事務局： 既に準備書10-1に入っているため、資料2-2には入れていない。

委員長： 資料2-2のp9の監視計画にかかわる事項の[3]の造成森林について、それぞれの措置の実施後3年間調査するとなっているが3年でよいのか。造成森林なのでもう少し長くみても良いのではないか。現地視察した際に根付きが悪いように感じたがどうか。

委員： どういう森林を造成するかによるが、造っても勝手に変わってしまう。もしこの土地に合った極相林までとすると数百年かかる。だが3年というのは短い。ある程度植生が安定してくるには20から30年かかる。

委員長： 植えた木が根付くかどうかでは。

委員： 何とか3年で活着するかどうか見られる。但し、造成予定の森になるかどうかは判らない。

委員長： 3年は微妙なところということか。

委員： 当初予定していた植栽がそれなりに活着したかどうかの確認だけであれば3年位で目処は立つ。その後の変化は判らない。

委員長： 監視計画で3年というところは良さそうということである。

委員： 資料2-2のp9の[4]の「調査期間は埋立終了までとする」とされているが、事前に送付された資料と表現が違うので、「終了」とはどの時点を指しているのか。

事務局： 事前に送付した資料では、「閉鎖」までとなっていた。「閉鎖」という言葉

は事業者が準備書 10-4 表 10-2.2(1)の排水で使っている。下流の河川で水質の事後調査を行うのであれば、陸水生物も一緒に期間を併せて行って欲しいということで、準備書の表現と合わせて「閉鎖」までとしていた。

閉鎖というのは、埋立が全て終わって最終覆土が終了した時点という意味で事務局は使っている。昔の言葉で閉鎖というと廃止のイメージがあるので、混乱しないように言葉を変えている。供用時というのは埋立開始から埋立終了、最終覆土までということになっているので、供用期間中は事後調査して欲しいという意味で言葉を変えた。

委員： もう少し長期的に監視していく必要があるのではないかと。埋立終了ということと廃棄物を持ち込まなくなった時点ということ。浸出水の影響は廃棄物を持ち込まなくなった時点で良いのかということ、そういう議論ではなかったと記憶している。閉鎖というのはどこまでかという意味もあるが、言葉の意味だけでなく中身も変わってしまったのではないかと。

事務局： 排水に限って言えば、廃棄物が分解して汚い水が出なくなった段階で廃止となり、廃棄物処理法上の維持管理の手が離れるが、期間的に数十年かかるといわれている。そこまで義務化できるのかということと、事後調査報告書は県に提出することとなっている。施工時編と供用時編として報告されるが、極端にいうと 50 年後にならないと報告書が出てこないということもある。

供用時、埋立終了までで一旦区切って、その報告書を受けた後で、必要があれば保全措置や継続監視の指示がアセス条例でできるようになっている。

造成森林の 3 年間ということも関係するが、適宜報告をもらって、造成森林について言えば、追加で 3 年調査しなさいとか追加措置をしなさい。水質関係で言えば、埋立終了時にはまだ汚い水が出ているはずで、排水の水質と地下水は廃止になるまで測らなければならないので、それと併せて陸水生物等についても追加で 3 年調査して報告しなさいというように段階を踏んだ方が区切りが付いてよいと考えて「埋立終了まで」とした。

委員： 考えは解かったが、廃棄物を持ち込まなくなってそこで終わりというのはいかがか。3 年が事後調査期間として適切なのかということもある。埋立終了時点というのはかなり意味が違ってくると思う。

委員長： 言葉の表現の方法が中身とうまくリンクできているのかということだと思う。次に答申案を書く段階までに検討して欲しいと思うがどうか。

事務局： 「埋立終了まで」という表現は、逆にそれ以降は必要ないと思われてしまい、委員会の考えとはかけ離れた表現になると思われるので、答申案を作成するまでに検討したい。

委員長： 他に意見はあるか。

各委員： （意見なし）

委員長： 特に意見等なければ、出尽くしたと思う。欠席委員から何か意見はきているか。

事務局： 特に意見はありません。

委員長： それでは、本日の議論を踏まえた内容で答申案を事務局に作成してもらおうと
いうことでいかがか。

各委員： （異議なし）

委員長： 次回は、その答申案について検討を行うこととする。なお、細かいところの
表現についても配慮が必要と思われるので、事務局は答申案を事前に各委員に
送付し、あらかじめ委員に目を通していただいた方がよいので、事務局はその
ように手続きをすること。それでは、本日の議題についての審議を終了する。

- 以上 -